

「安全安心地域アドバイザー」 を募集します

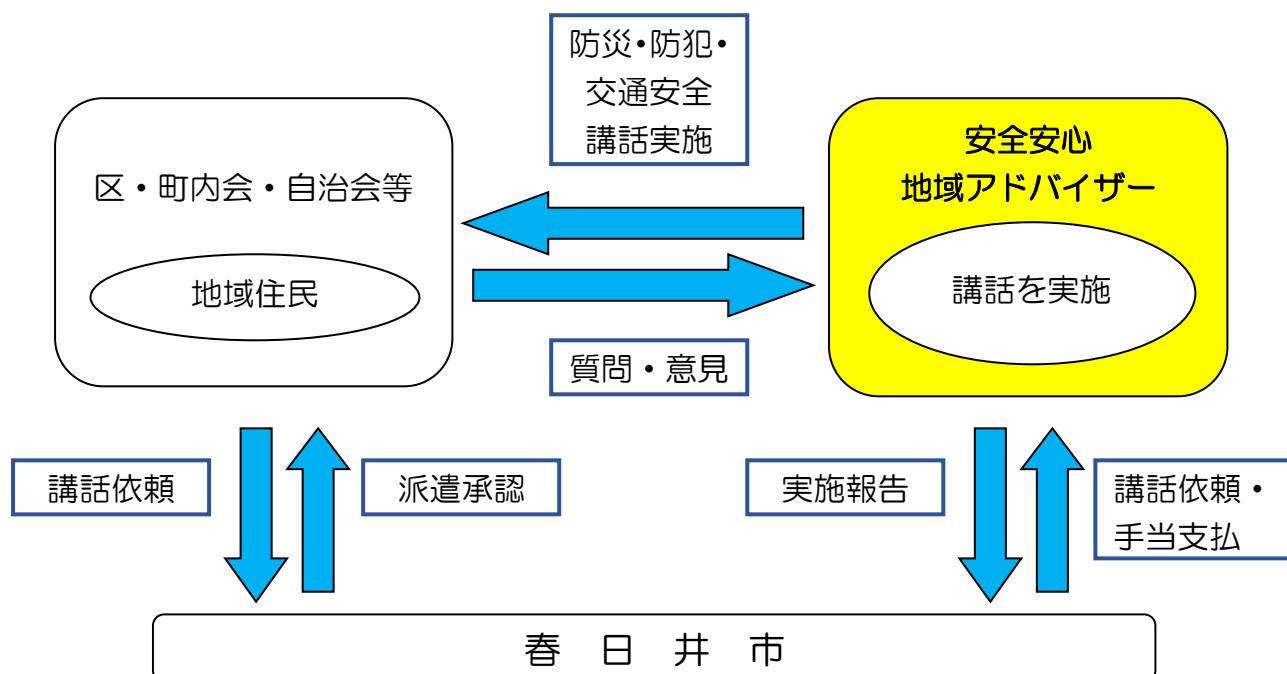
春日井市では、地域による自主的な防災・防犯力の向上を図るため、市内に在住する防災・防犯又は交通安全に関する相当の知識を有する方を講話等の講師(アドバイザー)として地域に派遣する「春日井市安全安心地域アドバイザー派遣制度」を行ってます。

今回、アドバイザーとして活動していただく、防災・防犯又は交通安全に関する豊富な知識をお持ちの方を募集します。

<安全安心地域アドバイザーの活動>

アドバイザーとして登録していただくと、区・町内会・自治会などの申し込みに応じて、市内で防災・防犯・交通安全に関する30分～1時間程度の講話をを行っていただきます。

※ 手当として1日7,000円を支給します。



☆ 応募方法については、裏面をご覧ください。

安全安心地域アドバイザー 応募要領



1 応募資格

次の(1)~(3)全てに該当する方

- (1) 春日井市内に住所を有する方
- (2) 防災・防犯又は交通安全に関する知見を有し、その啓発活動に熱意のある方
- (3) 自身で市内の各区・町内会・自治会等の指定する会場まで行くことのできる方

2 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、下記の応募先までご持参ください。なお、メール・郵送でのお申し込みも受け付けます。

応募時に、面接日時(令和8年1月6日(火)から2月6日(金)まで)の予約をお願いします。なお、面接時には10分程度、簡単に模擬講義を実施していただきます。

3 募集人数

5名程度

4 応募期限

令和8年1月30日(金)午後5時<必着>

5 選考方法及び結果

提出書類及び面接の内容により選考します。選考結果は、2月25日(水)以降に応募者全員にお知らせします。選出された方は必ず研修に参加してください。

※ 研修は令和8年3月に春日井市役所で実施予定。日時は登録者が決定し次第調整します。

6 その他

- (1) 提出された応募用紙は、返却いたしません。
- (2) アドバイザーの任期は、登録をした日から2年間です。ただし、再任される場合があります。
- (3) 次の方は、応募できません。
 - ・成年被後見人
 - ・被保佐人
 - ・被補助人
 - ・拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
 - ・講座を通じた営利活動(教室等への勧誘)、政治活動、宗教活動を目的とした人

応募先(お問い合わせ先)

春日井市総務部市民安全課安全なまちづくり担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

TEL85-6064

メール anzen@city.kasugai.lg.jp

<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/bosai/1004136/1021613/1038314.html>

